

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年9月15日)

〔件 名〕

- 1 第9回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取市内及び県西部での新たな風力発電事業に係る環境影響評価手続の開始と
青谷町地内風力発電事業に係る方法書手続の開始について
(環境立県推進課)・・・3
- 3 ジオコムス実証実験プロジェクト協定に係る調印式について
(環境立県推進課)・・・7
- 4 平成29年度版鳥取県環境白書の公表について
(環境立県推進課)・・・8
- 5 第8回中海会議の開催結果について
(水・大気環境課)・・・14
- 6 北朝鮮核実験(9/3)に関する放射線等のモニタリング結果について
(原子力環境センター)・・・16
- 7 第3回「山の日」記念全国大会実行委員会設立総会・第1回総会及び
第1回運営委員会の開催結果等について
(「山の日」大会推進課)・・・17
- 8 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館ボイラー室の出火について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・21
- 9 第1回鳥取県民泊活用検討会の開催結果について
(くらしの安心推進課)・・・22
- 10 鳥取県中部地震被災者の県営住宅等での受入期間の延長について
(住まいまちづくり課)・・・24
- 11 (独)住宅金融支援機構との連携による子育て世帯の住宅取得支援について
(住まいまちづくり課)・・・25
- 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課、住まいまちづくり課)・・・26

生活環境部

第9回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年9月15日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第9回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年8月24日（木） 午後1時半～2時半
- 2 場所 県庁 第2庁舎 第33会議室
- 3 出席者 県：岡村統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長
橋本岩美町健康長寿課長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア 法定手続き（前回の県・市協議会（6/1）後の動き）

- ・7月3日に知事から鳥取市長への県の同意書の交付を受け、7月25日に鳥取市長が総務大臣へ「中核市指定を求める申出」を行ったこと、11月頃には中核市を指定する政令の閣議決定が予定されていることを報告・確認した。

イ 事務調整状況及び今後の予定

- ・県・市間で進めている、事務マニュアル作成など引継ぎへ向けた準備や、職員の実務研修・訓練の取組、予算編成や例規整備の取組、施設・設備・備品の整備準備、災害発生時の危機管理対応の取組などの事務調整状況と今後の予定について報告・確認した。

(2) 中核市移行に伴う関係条例の整備に関する「市民政策コメント」について

- ・市において、8月7日から8月31日まで中核市移行に伴う関係条例（40条例）の整備に関する「市民政策コメント」を実施しており、提出された意見を踏まえ、関係条例案を12月定例市議会へ提案予定であることを報告・確認した。

(3) 県・市間の連携協約の締結について

- ・市の中核市移行後も県と市が連携して事務を処理することにより、住民サービスの維持及び向上、東部圏域が一体的かつ継続的な発展に寄与することができるよう、県と市の間で包括的な協約を締結することを協議し、11、12月の県・市議会に提案する方向で調整を進めることを確認した。

○目的・基本方針（案）

- ・住民サービスの維持及び向上
- ・県東部圏域（鳥取市及び東部4町）の一体的かつ持続的な発展

○連携する内容（案）

- ・中核市移行に伴い鳥取市において処理する事務の円滑な事務執行
- ・専門人材の確保・育成
- ・健康危機管理及び災害医療救護の対策の推進
- ・県市間の情報共有

○連携協約締結の時期：11月、12月県・市議会議決後

○連携協約の発効：平成30年4月1日（鳥取市中核市移行の日）

(4) 保健所移行実践検討チームの取組状況について

- ・本年4月に立ち上げ、県から市への移譲事務等の習得・スキルアップ、継続性の確保のための実務研修などを体系的に実施している保健所移行実践検討チームの実施状況を報告し、8つの事務分野（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）において、市職員が参加して実践研修を行う中で、県中・西部圏域の保健所との事務レベルの平準化や県市間の情報共有等の課題を共有した。
- ・7月に新たに立ち上げた情報共有に関するワーキンググループにおいて、情報セキュリティ対策を前提とした技術的課題を踏まえつつ、一方でスムーズな移行のための利便性の確保という視点を考慮し、県市間の効率的な情報共有の手法等について、検討を進めることを報告・確認した。

(5) 関係団体・各種団体等への広報周知の取組について

- ・これまで継続して取り組んできた、関係機関・各種団体等の総会や会合等の場の活用による説明・広報の状況や、国の中核市指定の閣議決定・政令公布後の広報の取組や計画などを報告・確認した。

5 主な発言・意見等

- ・鳥取市が中核市として発信力やブランド力が高まっていくような形で、今回の保健所業務等の移管を進めたい。
- ・保健所の名称については、市民政策コメントの条例案で、「鳥取市保健所」としている。御意見をいただければ勘案して12月市議会に提案するが、鳥取市としては「鳥取市保健所」とさせていただこうかと考えている。
- ・保健所の名称は、東部の住民にも分かりやすく、また行きやすい名称をご検討いただきたい。
- ・県の東中西に3保健所があり、東部の行政サービスの水準が中西部と違うという話があってはならないので、県と連携を密にすることが重要。県と市が4町を加えた住民に対し、サービス維持だけでなく向上させるという形をとるためにも連携協約は必要なものと考えている。
- ・来年4月がゴールではなく、むしろスタートである。4月以降の円滑な中核市移行後の業務実施に向け、県には引き続き様々な形でのご支援をよろしく願いたい。

6 今後の予定

第10回県・市協議会を11月頃に開催する予定であることを説明した。

<想定される協議内容案>

- ・保健所移行実践検討チーム会議、ワーキンググループでの実践により見えてきた課題への対応状況
- ・11月、12月の県・市議会に附議予定の県市間の連携協約、条例制定・改正等

**鳥取市内及び県西部での新たな風力発電事業に係る環境影響評価手続の開始と
青谷町地内風力発電事業に係る方法書手続の開始について**

平成29年9月15日
環境立県推進課

鳥取市内及び県西部で風力発電事業を計画している事業者から、9月8日付けで環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出があったので、その概要を報告する。

また、7月に配慮書に対する知事意見を発出した「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」について、事業者から、9月13日付けで環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）が提出されたので、併せて報告する。

【現在の環境アセスメント案件】

新規事業	A	(仮称)鳥取風力発電事業	(湖山池より南側から河原町方面にかけての山地)
	B	(仮称)鳥取西部風力発電事業	(伯耆南部の山間地及びその周辺)
手続中の事業	C	(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業	

1 新規事業（A及びB）について

(1) 事業者：(A及びBは同一事業者)

合同会社NWE-09 インベストメント（東京都港区虎ノ門4-1-28）

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン

(2) 新規事業の概要

A 鳥取市内（別添、図1）に風力発電所を設置するもの。

出力：最大160,000kw

基数：36基程度（単機出力4,500kW程度）

B 県西部（別添、図2）に風力発電所を設置するもの。

出力：最大160,000kw

基数：36基程度（単機出力4,500kW程度）

(3) 対応について（A及びBに共通）

配慮書に対する知事意見の提出（期限：11月8日）に向け、鳥取県環境影響評価審査会の意見を伺うなど、審査を行う。

2 手続中の事業（C）について

(1) 事業の概要（別添、図3）

事業者：自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）

内容：青谷町地内において風力発電所（出力：最大40,000kw、基数：最大15基）を設置。

(2) 手続きの経過

5月30日 事業者が県に配慮書を提出

7月31日 県が事業者に知事意見を発出

8月25日 経済産業省が事業者に大臣意見を発出

9月13日 事業者が県に方法書を提出

(3) 対応について

方法書に記載された、調査・予測・評価の方法等について、環境影響評価審査会の意見を聴取しながらその妥当性について審査を行い、必要な知事意見を発出する。

参考1 環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・配慮書は事業の位置・規模等の検討段階で環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続である。
- ・方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続きである。
- ・今後の手続の各段階にも、知事は事業者に対し直接または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査

(知事意見) (知事意見)

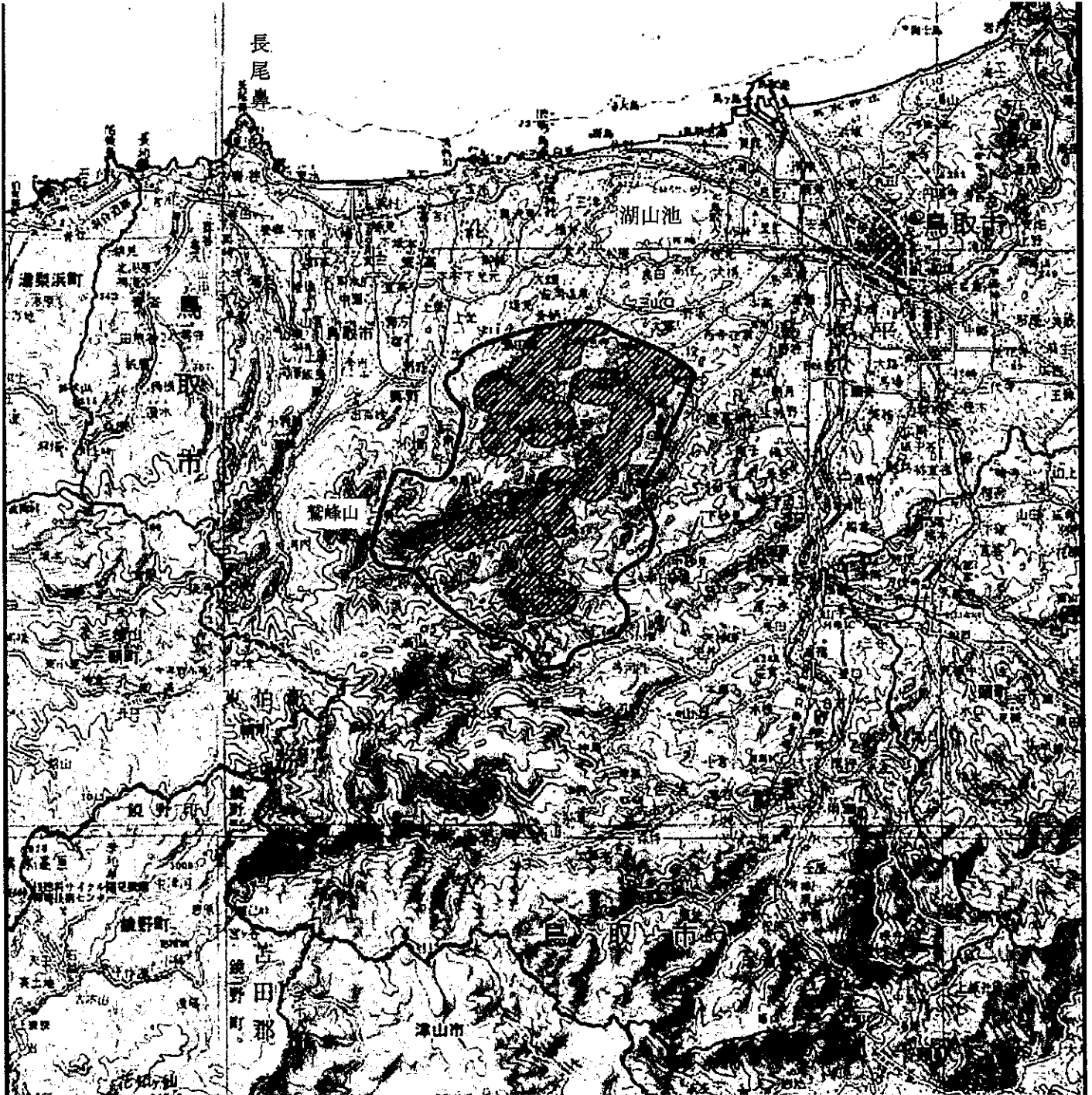
(知事意見)

参考2 県内の風力発電の導入状況

- ・県内の風力発電（大型）の導入状況は59,100kW（41基）である。（平成29年8月現在）

【事業内容について】

名称：(仮称) 鳥取風力発電事業
 事業者：合同会社 NWE-09 インベストメント (東京都港区虎ノ門 4-1-28)
 種類：風力発電所 (陸上) の設置の事業
 出力：最大 160,000kW
 基数：最大 36 基 (1 基あたり 4,500kW 級を想定)
 事業区域：鳥取県鳥取市 (下記の箇所)

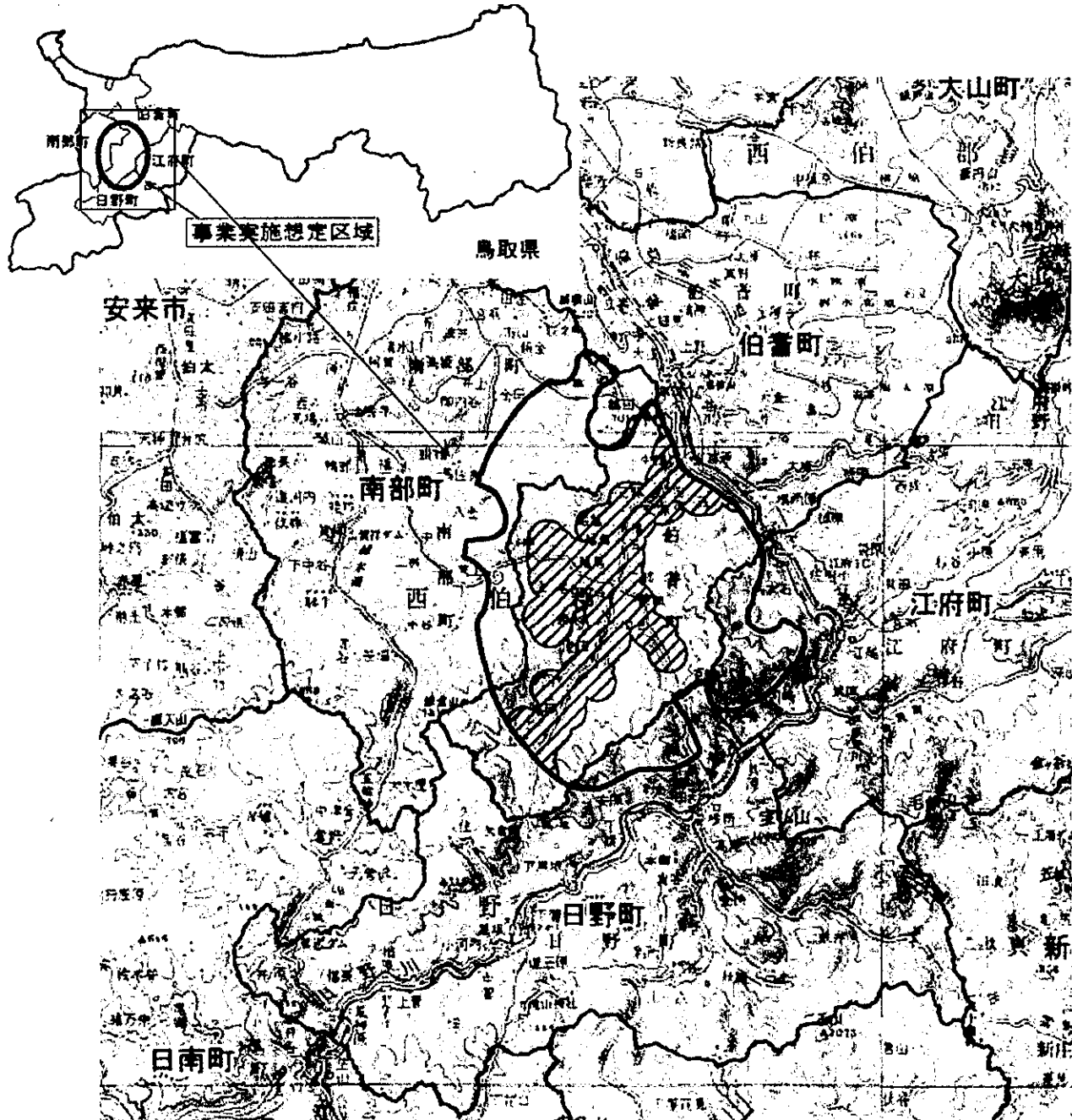


枠線で囲んだ箇所は、事業実施想定区域
 ただし、青斜線部分(住居等から半径500mの範囲)は風力発電機の設置対象外

【事業内容について】

図2

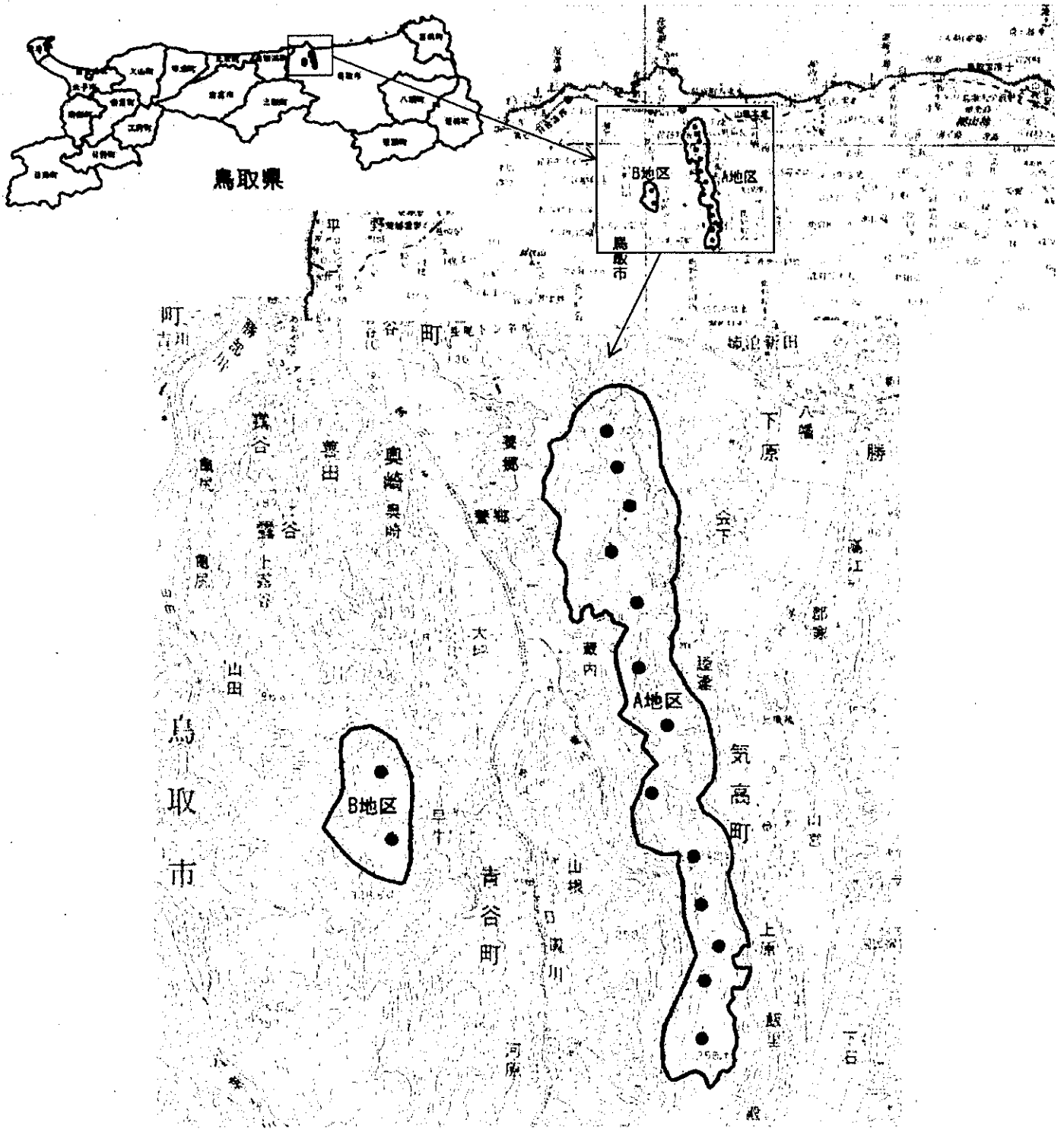
名称：(仮称) 鳥取西部風力発電事業
事業者：合同会社 NWE-09 インベストメント (東京都港区虎ノ門4-1-28)
種類：風力発電所(陸上)の設置の事業
出力：最大 160,000kW
基数：最大 36 基 (1 基あたり 4,500kW 級を想定)
事業区域：鳥取県伯耆町、江府町、日野町、南部町 (下記の箇所)



▭ 枠線で囲んだ箇所は、事業実施想定区域
ただし、青斜線部分(住居等から半径500mの範囲)は風力発電機の設置対象外

図3

名称：(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業
事業者：自然電力株式会社 (福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6)
種類：風力発電所(陸上)の設置の事業
出力：最大40,000kW
基数：最大15基 (1基あたり2,000~3,000kW級を想定)
事業区域：鳥取県鳥取市 (下記の箇所)



赤色で囲んだ箇所は、事業実施想定区域
●赤丸は発電機の設置想定位置

ジオコムス実証実験プロジェクト協定に係る調印式について

平成29年9月15日

環境立県推進課

低炭素交通社会の実現に向け、環境省の支援を受けて実施することとしている標記プロジェクトについて、このたび、連携企業等との間で、今後の事業協力のための協定を締結したので、その概要を報告する。

1 協定調印式の概要

(1) 日 時 平成29年8月28日(月)午後2時30分から

(2) 場 所 知事公邸

(3) 出席者

・トヨタ車体株式会社	常務役員	小野山 利昭
・株式会社JTB中国四国	代表取締役社長	大小田 博之
・智頭石油株式会社	代表取締役社長	米井 哲郎
・株式会社フォルテ	代表取締役	葛西 純
・岩美町	町長	榎本 武利
・鳥取県	知事	平井 伸治

(4) 協定の内容 低炭素交通社会の実現に向けて、山陰海岸ジオパークエリアにおいて、観光地用に開発した超小型電気自動車(EV)「コムス」を利活用し、インバウンド対応型交通システムの実証実験を行い、増加している訪日観光客に対応した持続可能な低炭素交通システムの構築を目指す。

(5) 協定の期間 平成29年8月28日～平成31年7月31日

2 プロジェクトの概要

- (1) 取組内容
- ジオコムスステーションの整備
 - ・整備箇所：浦富海岸遊覧船乗り場(岩美郡岩美町大谷)
 - ・整備内容：インフォメーションブース、EV充電設備、コムス10台、電動アシスト自転車10台
 - 超小型EVを観光地向けに開発
 - ・アップダウンの激しいエリアに対応させるための登坂能力の向上
 - ・寒冷地対応のためのシートヒーター等への電力供給力アップ
 - ・国産衛星「みちびき」の利活用による、従来のナビゲーション精度の大幅な強化
 - 全国初となるインバウンド対応型(多言語対応型)交通システムの構築
 - ・欧米、韓国、台湾、香港からの観光客をターゲットにしたサービスの提供
 - 多種多様な観光ルートの提供
 - ・漁村めぐりの旅(網代、田後などの細い生活道路を超小型車で楽しむ)
 - ・ジオパーク絶景コース(千貫松島、城原海岸、東浜などの美しい景色を堪能)
 - ・アニメの世界へようこそコース(アニメのロケ参考地を巡る)

(2) 事業費 約7,500万円
(平成29年度～平成30年度の2か年、環境省補助事業として実施)

(3) スケジュール 平成29年10月中旬 ジオコムスステーションの竣工
実証実験開始(テスト運用)
平成30年4月～ 観光客を乗せての実証実験開始

平成29年度版鳥取県環境白書の公表について

平成29年9月15日

環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）」第8条第1項の規定に基づき、当県の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにするものである。

例年、当該年度に講じる環境施策は年度当初に公表し、県民の方々に利用いただく各種支援制度などの周知を図っており、平成29年度施策については4月に公表したところである。（4/21常任委員会で報告済）

この度、再生可能エネルギー設備導入量などに関する平成28年度の実績を取りまとめたことから、これらの内容と環境の現状を追記した平成29年度版鳥取県環境白書を県ホームページ上で公表するとともに、新聞掲載などにより積極的に県民への周知を図ることにしている。

1 鳥取県環境白書の内容

(1) 平成28年度の重点的な取組内容と実績等

第2次鳥取県環境基本計画に基づく実行計画として昨年度策定した「第2期とっとり環境イニシアティブプラン（H27～H30）」に掲げる6つの目標に対応させて、環境分野で重点的に取り組んでいるテーマに分類して、主な取組内容と実績及びトピックス等を掲載している。（詳細は参考資料のとおり）

(2) 環境の現状

次の主要項目の現状と課題、課題解決のための取組内容を掲載している。

I エネルギーシフト	I-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速 I-2 地域エネルギー社会の構築 I-3 エネルギー資源多様化の促進 I-4 新たなエネルギー環境の整備
II 環境実践の展開	II-1 環境教育・学習の推進 II-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進 II-3 社会システムの転換
III 循環社会	III-1 4R社会の実現（※） III-2 廃棄物の適正処理体制の確立 III-3 リサイクル産業の振興 III-4 低炭素社会との調和
IV 自然共生	IV-1 人と自然とのふれあいの確保 IV-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全 IV-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進 IV-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
V 安全・安心	V-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理 V-2 環境汚染化学物質の適正管理 V-3 環境影響評価の推進 V-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
VI 景観・快適さ	VI-1 美しい景観の保全と創造 VI-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

※4R：リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）

(3) 平成28年度環境施策の取組実績

平成28年度に実施した各種環境施策の取組内容及び実績を掲載している。

(4) 平成29年度環境施策（平成29年4月公表済）

2 県民への周知方法

- ホームページ掲載（とりネット鳥取県環境白書 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>）
- 新聞掲載
- 県内図書館等への概要版の配付

1 重点的な取組内容と実績等

I 【エネルギーシフト】 エネルギーシフトの率優先的な取組

【現状】

- ・事業用太陽光発電を中心として身近にある再生可能エネルギーを利活用する設備の導入が加速し、再生可能エネルギー設備導入量は平成26年度末から16%増加の92.8万キロワットとなった。(H30年度末目標を達成)

(第2期とっとり環境イニシアティブプラン)

単位[kW]

区分	第1期プラン 開始	実績 設備導入量(累計)					目標値 (H30年度末)
		計画開始 H22年度末	第2期とっとり環境イニシアティブプラン			計画終了 H30年度末	
太陽光発電	事業用 (10kW以上)	0	91,617	132,552	165,601		151,000
	家庭用 (10kW未満)	15,717	39,937	43,868	47,625		50,000
	小計	15,717	131,554	176,420	213,226		201,000
風力発電	59,100	59,100	59,100	59,120			59,200
バイオマス(熱利用・発電)	470,802	492,068	492,607	537,505			541,500
水力発電	116,278	117,748	118,172	118,387			118,300
その他(地中熱・温泉熱)	0	0	20	20			
再生可能エネルギー計	661,897	800,470	846,319	928,258			920,000
目標値に対する達成割合		(0%)	(38%)	(107%)			
H26年度末との比較	83%	(100%)	(106%)	(116%)			(115%)

- ・電力自給率^{*}は、第1期プラン開始時の平成22年度末と比べ10.4ポイント増加し、平成28年度末で35.0%となった。(この自給率の算定基礎となる電力量を一般家庭等で消費する電力量と比較すると、平成22年度末は64.4%、平成28年度末は96.8%となる。)

※電力自給率：県内で発電した全電力(再生可能エネルギーにより発電した電力)を県内で消費された全電力で除した割合

【主な取組内容と実績】

○地域エネルギー資源活用支援事業

- ・本県の豊富な地域エネルギー資源(バイオマス、水力等)の積極的な活用を促すことにより、地域エネルギーの取組の多様化及びエネルギーの地産地消を推進するため、これまで有効に活用されていなかった果樹剪定枝の燃料化を東中西部の3地区で試行し、農家や民間事業者による自立した取組に向けて、課題の抽出や剪定枝の回収需要を把握する実証事業等に取り組んだ。また、木質バイオマス熱利用設備(三洋製紙)が平成29年1月から本格稼働した。(導入量:44,898kW(熱34,458kW、発電10,440kW))

○地域エネルギー社会推進事業

- ・バイオマス、小水力、温泉熱等の再生可能エネルギーの導入を地域活性化につなげる地域主導のエネルギー事業(農業分野での熱利用や発電等)の推進に向けた支援を実施した。当事業を活用し策定した木質バイオマス利活用推進計画を踏まえ、役場や社会福祉施設等公的施設での具体的な設備導入の検討が始まった。

○日本海沖メタンハイドレート調査促進事業

- ・鳥取県沖において表層型メタンハイドレートの資源調査が進むなか、地元での海洋資源や海洋利用に対する理解を図り、将来の開発による利益が地元還元する仕組みを構築するため、メタンハイドレート関連技術者を養成する寄附講座(専任教員2名、入学者数 H28:4名、H29:3名)を平成28年4月に鳥取大学大学院に開講し、技術者の養成を開始した。
- ・鳥取国際メタンハイドレートフォーラムを開催し、国内外の最新の研究成果や本県の取組を全国に向けて発信するなど更なる情報発信と普及啓発を図った。

II 【環境実践の展開】 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

【現状】

- ・平成27年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が平成28年11月に発効し、国は地球温暖化対策計画に基づき対策を進めている。当県においても温室効果ガス削減に向け、県民一丸となった県民運動をスタートさせた。
- ・家庭や地域、学校、企業など1,262組織（平成28年度末時点の登録数）が、それぞれの組織に適した環境マネジメントシステムとして、TEAS（鳥取県版環境管理システム）に取り組んでいる。
- ・平成28年度の県内エネルギー使用量は合計6,596万ギガジュールであった。エネルギー使用量は近年、節電意識の浸透や省エネ家電の普及で減少していたが、夏季の猛暑や冬季の大雪の影響による電気・ガス使用量の増、生産活動に伴う石油使用量の増などにより、28年度は241万ギガジュールの増加となった。

【主な取組内容と実績】

○環境実践活動の県民運動的展開

- ・官民連携により温室効果ガスの削減や循環型社会の構築に向けた取組を一層推進するため、新たに「とっとり環境推進会議」を設立した。多くの県民が環境実践活動に取り組むきっかけとなるよう3月18日に鳥取市内でキックオフイベントを開催した。
※トピックスで詳述



○水素エネルギー推進事業

- ・官民連携によりFCV（燃料電池自動車）及びSHS（スマート水素ステーション）、水素利活用のスマートハウスを一体で整備し、水素エネルギー実証（環境教育）拠点として、「鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）」を完成させ、試験運用を開始した。 ※トピックスで詳述

○とっとり住まいる支援事業

- ・県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者等の施工による県民の住まいづくりを幅広く支援した。県産材活用をより推進するため、県産材使用量に応じた段階的な補助額に見直すとともに、子育て支援を推進するため、三世代同居等支援を創設した。

III 【循環社会】 環境負荷低減の取組が経済活動として成立する社会経済システムの実現

【現状】

- ・一般廃棄物の排出量は、家庭系では緩やかに減少しているものの、事業系では増加傾向にあり、総排出量はほぼ横ばいで推移している。家庭系は生ごみ（特に食品ロス）と古紙類が大きなウェートを占めている。リサイクル率は、市町村の焼却灰リサイクルや小型家電回収等の取組により向上し、平成27年度実績では全国平均を大きく上回り、全国4位に位置している。
排出量：平成27年度20.7万トン（平成23年度21.2万トン）
リサイクル率：平成27年度27.0%（全国平均20.4%）
- ・産業廃棄物の排出量は、がれき類や汚泥の排出量が減少したことから全体として減少している。一方リサイクル率は、排出量の半分を占める建設業で93%にのぼる再資源化が行われていること等により順調に向上しており、全国平均（53%）と比較して高い水準（76%前後）となっている。

【主な取組内容と実績】

○Let's 4R実践拡大事業

- ・生ごみ（食品ロス）の削減に向け、忘新年会及び歓送迎会シーズンに商工会議所等の経済団体や企業に対して、宴会時等に料理を食べきる「おいしい！とっとり 30・10 食べきり運動」の実践を消費者団体・市町村とともに要請した。
- ・西部地域で食品スーパー4社及び消費者団体・行政との間でレジ袋削減に関する協定を締結（平成29年2月）した。（協定締結したスーパーでは、レジ袋の無料配布中止に取り組んだ結果、レジ袋辞退率が約2割から約8割と大幅に向上した。）

○廃棄物不法投棄対策強化事業

- ・不法投棄防止のための啓発を実施したほか、使用済物品放置防止条例の施行（H28.4）に伴い、使用済物品放置対策指導員（非常勤職員）を新たに県下に2名配置し、条例で定める保管基準の適合指導等を行った。また、不法投棄防止及び行為者特定を目的とした広域監視カメラの追加導入及び民間警備会社による不法投棄夜間パトロールの実施などの体制整備により、不法投棄監視体制の強化を図った。

IV 【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

【現状】

- ・平成30年に大山開山1300年祭を迎え、国内外からの観光誘客に相応しい環境整備が必要であることから、国の国立公園満喫プロジェクト予算等を活用し、大山自然歴史館リニューアル、夏山登山道整備、頂上避難小屋等改修等を推進している。
- ・県内三大湖沼などの水環境の保全・再生のための各種調査、浄化対策、普及啓発に係る事業等を実施しており、概ね予定どおり進捗している。
- ・特定希少野生動植物の生息状況のモニタリングや生息地の管理を実施する団体の掘り起こしにより、県民による自主的な保護・保全活動に一定の広がりが見えており、県の認定を受けた保護管理事業が13事業（うち8事業に県補助）となった。

【主な取組内容と実績】

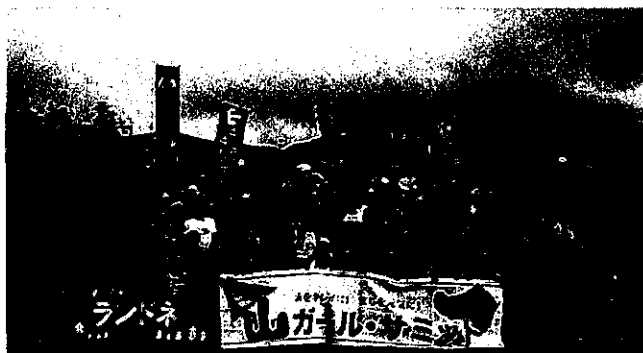
○大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト等推進事業に選定（平成28年7月）

- ・大山隠岐国立公園が、国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定されたことから、外国人観光客の受入環境の充実を図るため、集中的かつ計画的な施設改修に着手した。

※トピックスで詳述

○『山の日』記念！みんなが主役」とっとりの山魅力発信事業

- ・「山の日」（8月11日）の祝日化や大山隠岐国立公園指定80周年を契機に、大山、三徳山、氷ノ山を舞台に山への関心が低かった女性や親子等向けのイベント等を開催し、本県の豊かな自然への関心を高めるとともに、広く県内外にその魅力を発信した。



○“ラムサール条約湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業

- ・平成27年度に中海・宍道湖がラムサール条約湿地登録10周年を迎え、条約趣旨の「ワイズユース（賢明な利用）」が浸透しつつあることから、これをより一層推進するため、全国規模の「ラムサールシンポジウム2016in 中海・宍道湖」や「鳥取 中海SUPフェスティバル」等を実施した。

○ニホンジカ捕獲強化体制推進事業

- ・県内東部地域を中心にニホンジカによる農林業及び生態系被害が深刻化していることから、平成27年度に創設された国の「指定管理鳥獣捕獲等事業」制度を活用した捕獲を県中部地域まで拡大して実施した。また、隣接県と連携した奥山での捕獲対策を拡充するとともに、新たに若手捕獲者の技能向上のためハンター養成スクールを実施した。

○カワウ被害緊急対策事業

- ・カワウによる淡水魚の捕食によって内水面漁業の被害が深刻化していることから、平成29年春の産卵期に向け、緊急的かつ総合的な鳥獣対策として全庁的な連携体制で取り組みを実施し、漁業被害の状況、関係機関の役割分担、被害対策手法等について県独自の「鳥取県カワウ被害対策指針（H29.4月）」を策定した。

V【安全・安心】安全で安心してくらす生活環境の実現

【現状】

- ・三大河川（千代川、天神川、日野川）、海域については、概ね環境基準を達成しており、清浄な水環境が維持されている。
- ・県内の生活排水処理人口普及率は、目標値（93.2%）に向けて着実に整備が進められているところである。（平成28年度末：93.1%）
- ・大気汚染に係る環境基準は光化学オキシダントを除いて達成された。環境基準を達成できないことが多い微小粒子状物質（PM2.5）についても平成28年度は達成となった。

【主な取組内容と実績】

○河川、海域の水質保全

- ・県内の河川・海域（海水浴場を含む）等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、事業所等の立入検査を実施した。

○原子力環境センター機能強化・運用事業

- ・平成27年度に完成した環境放射能モニタリングの拠点施設である原子力環境センターを運用し、島根原子力発電所から30km圏内（UPZ）における平常時モニタリングとして、モニタリングポストによる空間線量率の連続観測に加え、積算線量の測定（9箇所）や、環境試料（大気浮遊じん、降下物、陸水等）の放射性物質濃度の測定を実施し、島根原子力発電所による影響は認められなかったことを確認した。

VI【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

【現状】

- ・景観行政団体の移行促進や景観施策推進を目的とした景観研修会を通し、県内の景観の良さが認識されはじめており、景観まちづくり活動に取り組む団体数、地域資源を活用したまちづくり実施地区数が増加している。市町村においても5市町で景観形成条例が制定され、5市町が景観法による景観行政団体となっている。

【主な取組内容と実績】

○景観まちづくり活動団体サポート事業

- ・地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対して、意見交換会等により活動をサポートし、住民全体によるまちづくり活動を支援した。

（平成22年度末：48団体→平成28年度末：70団体）

○ととりの美しい街なみづくり事業

- ・美しい街なみ整備を促進するため、街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を実施する市町村に対して、所有者が負担する建築物の修景費用の一部を支援した。所有者が行う修景経費を支援することにより、民間建築物の外観修景が促進された。（倉吉市：倉吉打吹地区）

2 トピックス

(1) 環境への関心を高める取組の県民運動的展開

- ・平成28年11月の「パリ協定」発効を契機に、世界的に地球温暖化対策にかかる取組が進む中、本県における温室効果ガスの削減や循環型社会の構築に向けた取組を一層推進するため、県民の環境への関心を高めるための普及啓発を広く行うとともに、活動への支援等を行い、県民、住民団体、事業者、行政等の各主体の連携・協働による環境先進県を目指した取組を実施した。
- ・「とっとり環境推進県民会議」（事業者や各界を代表する団体等で構成）を平成28年12月に設立し、環境実践活動に対する課題解決策を検討するとともに、県民挙げた環境実践活動の機運を高めるキックオフイベントを開催した。また、効果的な施策を実施するため県民の省エネ意識・取組状況等の調査を行った。
- ・新たな取組として、生ごみ（食品ロス）の削減に向けた「おいしい！とっとり30・10食べきり運動」を開始した。また、西部地域で食品スーパー4社と消費者団体・行政との間でレジ袋削減に関する協定を締結（平成29年2月）した。

(2) 水素エネルギー推進事業

- ・低炭素社会から脱炭素社会の実現に向けた取組として、太陽光・風力など再生可能エネルギーを一層推進していく上で必要不可欠な水素を上手に使いこなす社会の実現を目指し、鳥取ガス、積水ハウス、本田技研との官民連携により、FCV（燃料電池自動車）及びSHS（スマート水素ステーション）、水素利活用のスマートハウスを一体で整備し、水素エネルギー実証（環境教育）拠点として、「鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）」を完成させ、実証実験（施設の試験運用）を行った。
- ・「鳥取すいそ学びうむ」完成式典（平成29年1月）と併せて、大学、産業界などの有識者による「水素エネルギー推進フォーラム」を開催し、県内のエネルギー関連事業者に対して、水素エネルギーの利活用技術等の最新動向などを広く紹介した。



(3) 大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト等推進事業に選定（平成28年7月）

- ・大山隠岐国立公園が、国の「国立公園満喫プロジェクト」※のモデル地域に選定され、先行的・集中的に取組を実施するための具体的な取組方針である「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム2020」を大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会において承認した（平成28年12月）。外国人観光客の受入環境の充実を図るため、国立公園満喫プロジェクト実施期間中（平成28年度から32年度）、集中的かつ計画的に施設改修を行う。

※環境省によるモデル事業。日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目標に全国8箇所の国立公園において2020年までに訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施する。

第8回中海会議の開催結果について

平成29年9月15日
広域連携課
水・大気環境課
農地・水保全課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海の水に関する諸問題を協議検討する第8回中海会議の開催結果は次のとおりです。

- 1 日時 平成29年8月23日(水) 午前10時から正午まで
- 2 場所 ホテル白鳥(島根県松江市)
- 3 構成員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長
〈オブザーバー〉 環境省(中国四国地方環境事務所長)、防衛省(美保基地副指令)

4 概要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」(事務局:中国地方整備局出雲河川事務所)から、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。
- 斐伊川水系河川整備における下流の大橋川改修及び中海湖岸堤整備は、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行するという整備手順について、国土交通省中国地方整備局に改めて確認を行った。

[報告の概要]

- ・ 短期整備箇所(6箇所)のうち4箇所(旗ヶ崎等)が完成済み、今年度、更に1箇所(米子空港南)が完成予定であり、概ね完了の見通しが立ってきたところ。
- ・ 短中期整備箇所(5箇所)のうち、平成28年度から前倒して着手している3箇所(貯木場北、貯木場南、米子港)について、引き続き整備を促進する。

[主な意見]

- ・ 中海湖岸堤の短中期・中期整備箇所について、優先順位とスケジュールを明確にして事業推進をお願いしたい。(松江市)
⇒優先順位等については、関係機関と調整しながら進めていく。(国交省)

(2) 中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」(事務局:島根県環境生活部)から、水質測定結果や水質改善のための取組について報告があり、今後も対策を進めることとした。

[報告の概要]

- ・ 平成28年度の中海の水質は、COD(化学的酸素要求量)、全窒素及び全りんについて、環境基準未達成という状況であったが、CODについては第6期水質保全計画の水質目標値を達成した。これまでの下水道整備等の施策の効果により、水質は全体的に改善傾向にある。
- ・ 今後は中海の南岸地域の水質改善を進めていく必要があり、特に大きな河川がなく、閉鎖性が高い米子湾周辺については、より一層の生活排水対策等の流入負荷削減を進めていくことが重要である。

[主な意見]

- ・ 森山堤防の開削と水質の変動との関係性に係るモニタリング検証や更なる開削の可能性の検討について報告をお願いしたい。(米子市)
⇒現時点では水質について大きな変化はなく、また、開削に伴う水質の変動との関連性も分からない状況であることから、引き続き水質のモニタリングを実施していく。(事務局)

(3) 中海の覆砂について

- 「中海・覆砂ワーキンググループ」(事務局:島根県環境生活部)から、窪地対策を含む覆砂対策について、水質浄化に関する覆砂の有効性や方策の可能性について報告があり、今後も検討を進めることとした。

[報告の概要]

- ・ 中海の窪地が及ぼす水質への影響は、中海湖底全体からの影響に比べると極めて小さいことが分かった。
- ・ 覆砂対策にかかる各手法の効果や持続性等の検討を行ったが、地形、流動条件等により効果が異なることから対策手法に優劣がつかず、手法の決定には至っていない。また、現段階では覆砂を行うための安全で品質の良い公共工事残土の確保が困難であるなど、覆砂に使用する資材に関する課題も明らかとなった。
- ・ 今後は、現在実施している浅場造成・覆砂の早期完了を目指しつつ、公共工事からの発生土の情報収集も行いながら、覆砂対策の課題について引き続き検討を進めていく。

[主な意見]

- ・ まずは浅場造成・覆砂を完了させることが重要である。その後の課題として、中海全体ではなく米子湾などの部分的な区域における窪地の水質への寄与度について検討をするなど、窪地対策も含めた有効な対策を引き続き検討していただきたい。(鳥取県、米子市、松江市)
⇒米子湾に特化した窪地の寄与度の分析も必要であり、今後もワーキンググループの中で早期に結論を出すという意識を持って進めていく。(事務局)

(4) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」(事務局：米子市農林課) から、中海沿岸農地の排水不良の取組状況について報告された。

[報告の概要]

- ・ 平成29年3月に崎津モデルほ場に約650立方メートルの公共残土を搬入した。
- ・ 公共残土による客土が排水不良対策に一定の効果を上げていることから、関係機関が公共残土に関する情報の共有化を図り、引き続きストックヤード方式による公共残土受入れをさらに促進していくこととなった。

(5) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」(事務局：鳥取県元気づくり総本部) から、中海及びその周辺の利活用の状況について報告された。

[報告の概要]

- ・ 鳥取、島根、広島、愛媛の4県を結ぶ広域サイクリングルートの設定、サイクリングエイド(利用者向けの休憩所等)の登録整備などの取組を行っている。
- ・ 平成30年度から運航予定である水陸両用機について、松江市が昇降場、駐機場、利用者向けの休憩所等の整備、またインバウンド対策としてWi-Fi環境の整備、消費税免税店の拡大等の取組を行っている。
- ・ 海藻肥料を使い栽培した「海藻米」が全国販売された。

[主な意見]

- ・ 水陸両用機の発着場に利用者向けの休憩所を整備する予定なので、この場所もサイクリングルートに加えてもらいたい。(松江市)

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(平成22年4月22日)した会議。

北朝鮮核実験（9／3）に関する放射線等のモニタリング結果について

平成29年9月15日

原子力環境センター

北朝鮮による地下核実験の実施に伴い、国（原子力規制庁）からの指示を受け、核実験実施直後（9月3日）から9月12日までの間、以下のとおり、モニタリング体制を強化するとともに、その結果を国等の関係機関や一般県民に情報提供した。モニタリングの結果、核実験による影響は認められなかった。

- 空間放射線量率について、常時、県内9箇所のモニタリングポストで連続観測し、その結果をHP公開した。（過去の変動の範囲内）
- 大気浮遊じん（大気中に漂うちり・ほこり等）や降下物中の人工放射性核種の測定頻度を上げ、毎日測定するとともに、結果を国に報告した。また、報道機関への提供やHPでの公開を行った。
（人工放射性核種は検出されなかった）
- ※ なお、原子力規制庁の発表によると、全国的にも空間放射線量率の測定値に特別な変動はなく、大気浮遊じんや降下物からも人工放射性核種は検出されなかった。
- ※ 国（原子力規制庁）からの連絡を受け、9月12日15時に通常体制に移行済。

1 空間放射線量率

県内9箇所で連続観測している空間放射線量率は、過去の変動の範囲内であり、核実験の影響と見られる数値の上昇は確認されなかった。（全国的にも同様）

測定場所	空間放射線量率（単位：マイクロシーベルト／時間）	
	核実験実施（9月3日）以降 9月12日15時までの間の観測値	過去の変動範囲
衛生環境研究所局（原子力環境センター）	0.060 ～ 0.089	0.035～0.117（H14～29年8月末）
木地山局（三朝町木地山）	0.047 ～ 0.087	0.013～0.142（H14～同上）
米子局（米子市立河崎小学校）	0.050 ～ 0.085	0.034～0.146（H25～同上）
境港局（境港市役所）	0.057 ～ 0.083	0.045～0.117（H25～同上）
南部町役場法勝寺庁舎局	0.050 ～ 0.093	0.034～0.127（H24～同上）
大山町役場大山支所局	0.050 ～ 0.087	0.027～0.120（H24～同上）
日野振興センター局	0.051 ～ 0.099	0.026～0.188（H24～同上）
きらりタウン赤碕局	0.058 ～ 0.091	0.027～0.134（H24～同上）
鳥取県庁局	0.057 ～ 0.101	0.022～0.120（H24～同上）

2 大気中の放射性物質の測定結果（実施機関：原子力環境センター）

(1) 試料採取箇所および方法

①試料採取箇所：原子力環境センター（湯梨浜町南谷526-1）

②試料採取方法：9月3日以降、毎日定時に24時間採取した。

○降下物：地表に落ちてくる雨やちりなどを、捕集容器で受けた。

○大気浮遊じん：大気中に漂うちりやほこりなどを、吸引装置で大気を吸引して捕集した。

(2) 測定頻度：毎日測定（通常は、降下物は月1回、大気浮遊じんは3か月に1回測定。）

(3) 測定方法：ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析（測定時間 約6時間）を実施した。

(4) 測定結果：人工放射性核種（ヨウ素131、セシウム134、137等）は検出されなかった。

(5) その他（全国の状況）

原子力規制庁が公表している全国の降下物及び大気浮遊じんの測定結果においても、人工放射性核種は検出されなかった。また、航空自衛隊による日本海上空の大気浮遊じんの測定結果においても、人工放射性核種は検出されなかった。



第3回「山の日」記念全国大会実行委員会設立総会・第1回総会及び 第1回運営委員会の開催結果等について



平成29年9月15日
「山の日」大会推進課

来年8月の第3回「山の日」記念全国大会開催に向けて、実行委員会設立総会・第1回総会等を開催したので、その概要を報告する。

<「山の日」記念全国大会>

<大会趣旨>

山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝することを目的に、平成28年8月11日に初めての祝日「山の日」を迎えたことを記念し、その制定趣旨を周知するため毎年開催されている。

【開催県】平成28年（第1回）長野県、平成29年（第2回）：栃木県

市町や民間と連携し、大山開山1300年祭と連携させた当県ならではの企画とし、会場である大山をはじめ県内の山の魅力を広く発信することで、更なる自然保護意識の醸成や国内外からの誘客につなげる。

1 実行委員会設立総会・第1回総会

- (1) 日時：平成29年8月29日（火）15:00～16:00
- (2) 会場：都道府県会館第410会議室（東京都千代田区平河町）
- (3) 出席者：超党派「山の日」議員連盟、（一財）全国山の日協議会、警察庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、林野庁、国土交通省、観光庁、環境省、大山開山1300年祭実行委員会、鳥取県、米子市、大山町、琴浦町、伯耆町、江府町ほか
- (4) 議事事項
 - ① 設立総会
設立趣旨、規約、構成員、特別職、アドバイザーについて審議が行われ、承認された。
 - ② 第1回総会
事業計画、開催骨子、収支予算等について審議が行われ、承認された。
また、今後、地元レベルの執行機関として運営委員会を設置し、事業計画等の詳細を検討して次回総会で審議することとなった。

【開催骨子】

- 期間：平成30年8月10日（金）～11日（土・祝）
- 場所：米子市及び大山町
- 内容：①歓迎レセプション②記念式典③シンポジウム④歓迎フェスティバル

2 第1回運営委員会

- (1) 日時：平成29年8月31日（木）10:00～11:00
- (2) 会場：米子市役所第2庁舎第2会議室（米子市東町）
- (3) 出席者：（一財）全国山の日協議会、鳥取森林管理署、日野川河川事務所、大山隠岐国立公園管理事務所、大山開山1300年祭実行委員会、鳥取県、米子市、大山町、伯耆町、江府町
- (4) 議事事項
実行委員会設立総会・第1回総会の開催結果を報告するとともに、運営委員会のスケジュール、検討項目及び県内外へのPR手法等について確認、協議した。

<主な意見>

- ・前例にとらわれず国内外に発信できるような取組を検討していくこと。（全国山の日協議会）
- ・大会後に残すべきものを意識した計画づくりを進めること。（大山隠岐国立公園管理事務所）
- ・関係機関のイベント情報を共有して積極的に大会をPRしていくこと。（各出席者）

3 今後の主なスケジュール

H29年10月	第2回運営委員会（県レベル）：実施計画（骨子）案策定
11月	第2回実行委員会（国レベル）：実施計画（骨子）承認
H30年1月	第3回運営委員会（県レベル）：実施計画案決定
2月	第3回実行委員会（国レベル）：実施計画承認
4月	第4回運営委員会（県レベル）：事業内容最終案確認
8月10日～11日	第3回「山の日」記念全国大会開催

4 当面のPR

- (1) 9月17日・18日の「山ガールサミット」をイベントとして位置づけ、先催県である栃木県から引き継いだ「山の日帽」の披露と併せて、全県での機運醸成を図るため、全国大会のシンボルである「山鐘」を県内19市町村で持ち回るリレーイベントのスタートを切る。
- (2) 市町村や山岳関係者、山の愛好者等と連携したPRキャラバン隊等により、観光物産イベントやアンテナショップ等で全国大会の開催や県内の山の魅力をPRする。
- (3) 本県の山の魅力的な風景や山のアクティビティ等を取りまとめたDVD、写真パネル等を作成し、大山をはじめ県内の山の魅力を内外に広く発信する。（9月補正予算として提案中）

【山の日帽】



【山鐘(イメージ)】



第3回「山の日」記念全国大会の開催（骨子案）について

1 大会開催骨子

(1) 大会日程等

- ・開催期間 平成30年8月10日（金）～11日（土・祝）
- ・開催場所 米子市及び大山町
- ・開催内容
 - ① 歓迎レセプション（式典招待者など出席のレセプション）
 - ② 記念式典
 - ③ シンポジウム
 - ④ 歓迎フェスティバル（ステージショー、ブース出展等）

(2) 連携イベント

- ・開催期間 平成30年8月10～11日及び夏休み期間をメインとした春～秋
- ・開催場所 県内全市町村
- ・開催内容 エクスカーション、自然体験や健康づくり活動など、参加・体験型イベントの開催（トレイル、登山、自然観察会、星取県関連イベントなど）

(3) 連携事業

伯耆国「大山開山1300年祭」（平成30年度）、デスティネーションキャンペーン（平成30年7月から9月）及び国立公園満喫プロジェクト事業（平成28年度から平成32年度）との連携を図り、相乗効果を高めるものとする。

2 推進体制

(1) 主催者

第3回「山の日」記念全国大会実行委員会

(2) 後援団体等（予定）

後援：全国知事会、地元経済団体等 協力：協賛企業等

3 広報活動

「山の日」の制定趣旨や大会の開催等を広く周知する広報活動を行う。

4 大会テーマ（キャッチフレーズ）

第1回「山の日」記念全国大会において全国公募により選定されたテーマ「山と共に～人と自然がつながる社会の実現へ～」を念頭に、鳥取県らしさを表現する大会テーマを運営委員会で検討する。

第3回「山の日」記念全国大会に係るPRキャラバンの実施について

1 県外向けキャラバン

(1) 大山環状道路社会実験キャラバン隊とのコラボによるPR

場所：広島、関西方面

時期：平成29年9月

内容：大山の自然の恵みとそれを守り育てる社会実験の取組を併せてPRすることで、双方のイベントの理解と大山への誘客を図る。

(2) あべのハルカス近鉄本店「鳥取県フェア」

場所：あべのハルカス近鉄本店 2階連絡通路

時期：平成29年9月8日～10日

内容：山の日チラシ配布、PR動画上映（リセゾンで使用したもの）

(3) 東京アンテナショップでのPRキャラバン

場所：とっとり・おかやま新橋館

時期：平成29年10月～11月

内容：アンテナショップでの鳥取の山、山の日全国大会のPR

(4) 「山の日」全国大会PRキャラバン隊の派遣

場所：東京、関西、山陽、九州方面

時期：平成30年4月頃～

内容：「山の日アンバサダー（全国山の日協議会）」として登録されている山岳関係著名人に参加いただき、マスコミ等を対象としたキャラバン隊を派遣する。

2 県内向けキャラバン

「山の日」全国大会に向けた市町村リレーイベントの実施

場所：県内市町村

時期：平成29年10月頃～平成30年8月まで

内容：① 県内市町村へノベルティグッズを添えて「山の日」のPRを展開。

大山関係市町村を皮切りに住民向けのPRを実施。（10月～12月）

② 別途検討している「ユニバーサル登山」シンポジウムを契機として、市町村における「山の日」大会に向けた機運醸成のための山鐘、山の日帽レプリカなどによるリレーイベントを実施。（2月～8月）

3 実施体制

山岳関係者や登山愛好家、山ガールなど山が本当に好きな県民を中心としたキャラバン隊を組むなどし、関係市町村とともに県民運動として県内、県外へ向けたキャラバンを実施し「山の日」記念全国大会へ向けた盛り上げを図っていく。

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館ボイラー室の出火について

平成29年9月15日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館において出火（ボヤ）があったので、お詫び申し上げるとともに、その概要を報告します。

〔○今回の出火は、発見が早く初期消火できたため、建物及び設備に被害はなく、開館を継続しています。
○職員間の情報共有不足に起因しており、すでに対策を実施済みですが、今後も管理を徹底します。〕

1 出火発生日時等

覚知時刻 平成29年8月31日 午前11時10分
鎮圧時刻 平成29年8月31日 午前11時20分（職員による初期消火）
鎮火時刻 平成29年8月31日 午前11時43分（消防が鎮火を確認）

2 発生場所

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 ボイラー室

3 被害状況

ペレット灰が入った土のう袋1つから出火。10袋が熱により一部破損。
職員の初期消火作業により事実上鎮火。
建物および設備に被害はなかったため、開館を継続。



土のう置き場

4 作業内容と出火原因 ※夏期は冷房のためにペレットボイラーを使用

(1) 作業内容

- ①毎朝、職員が前日使用したペレット灰を缶バケツに入れる。
- ②概ね1週間毎缶バケツで冷却した灰を土のう袋に入れ、ボイラー室内の置き場に置く。
- ③土のう袋は、年1回廃棄物処理業者が回収する。

(2) 出火原因

職員Aがいつもどおりペレット灰を缶バケツに入れたが、職員Bが前日使用したペレット灰が含まれていることに気づかず、熱を帯びたままの状態ですのう袋に入れ、ボイラー室内に保管した。（スcoopでの作業であり熱を帯びていることに気づかなかつたもの）

5 今後の対応

- (1) ペレット灰の処理にかかる職員間の情報共有不足が原因であり、即日「灰処理作業記録簿」をボイラー室内に設置し、作業を行った職員が日時、氏名等を記録し、職員間で共有することとした。
- (2) 使用していた缶バケツは、蓋がなく酸素が遮断できない構造であるが、短期間で確実に消火・冷却が可能となるよう蓋付きのものに取り替えた。

※今回は、けが人はなく建物・設備への被害もなかったが、職員間の情報共有の欠如が招いたことであり、今後このようなことが生じないよう、確実に改善策を講じる。

第1回鳥取県民泊活用検討会の開催結果について

平成29年9月15日
 暮らしの安心推進課
 観光戦略課

平成29年6月16日に住宅宿泊事業法が公布（施行は公布日から1年以内）されたことを踏まえ、本県の民泊活用に向けた制度のあり方及び施策等について審議するため、旅館ホテル業、不動産業、民泊実施者等で構成する「鳥取県民泊活用検討会」を立ち上げ、下記のとおり第1回検討会を開催したので、その概要を報告する。

記

1 第1回鳥取県民泊活用検討会

- (1) 日時 9月13日（水）午後2時から3時30分まで
- (2) 場所 県庁第34会議室
- (3) 検討会委員

氏名	所属等
山下 博樹（委員長）	鳥取大学地域学部地域政策学科教授
山本 潤一	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長（旅館業）
中島 伸之	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長（旅館業）
安養寺 亨	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事（ホテル業）
山根 卓也	（公社）鳥取県宅地建物取引業協会理事
丹波 恭子	（公社）全日本不動産協会鳥取県本部本部長
藤原 俊文	五しの里さじ地域協議会会長
松本 佳代子	（一社）鳥取中部観光推進機構事務局員
原 麻美	解放 Guest House 勝造オーナー
村上 誘子	公募委員、元鳥取市自治連合会理事

【事務局】暮らしの安心推進課、観光戦略課

【オブザーバー】住まいまちづくり課、とっとり農業戦略課、鳥取市

(4) 議事

- 報告事項
 - ・住宅宿泊事業法の概要（別添のとおり）
 - ・県内の民泊の状況
- 協議事項
 - ・県内の住宅宿泊事業の実施に当たっての課題等について
 - ・民泊を活用した魅力ある観光地づくり等について

(5) 主な意見

【民泊を実施するに当たっての課題等】

- ・民泊を推進するのであれば行政において違法な民泊が出ないように適切な管理を行っていただきたい。
- ・現在の旅館・ホテルの客室稼働率からすると、民泊が参入することにより既存旅館等が圧迫されることも懸念されるが、民泊を排除するのではなく、双方が発展するよう知恵を出していかなければならない。
 [参考]平成28年 宿泊施設客室稼働率（観光庁による宿泊統計調査）
 全国：全体 59.7%/旅館 37.1%、鳥取県：全体 51.0%（第32位）/旅館 35.6%（第24位）
- ・農山漁村地域等での田舎暮らし体験を提供する民泊であれば、宿泊客の棲み分けができ既存旅館等と共存可能と考える。
- ・旅館業法許可を取得するにあたって必要となる消防法、建築基準法等の設備基準等が住宅宿泊事業法による民泊には適用されないことから、宿泊者の安全面で問題が残る。

【民泊の活用について】

- ・教育旅行の旅行先として鳥取県が認知され始めているが、都市部からの受入れ要請に応えるためには、現状の民泊数では不足しており、受入れ家庭をもっと増やさなければならない。
- ・地域をあげて民泊推進に取り組んでいる団体をモデルとして他地域でも同様の取組ができないか。
- ・地域における空き家、過疎化等の問題の一つの解決策として民泊の活用ができないか。地域の良さを体験することができたり、大人数でも周囲に気兼ねなく泊まることができる一軒家等、宿泊者のニーズを踏まえた宿泊施設の選択肢があるのは観光客にとって重要と思う。

2 今後の予定

時期	内容
H29年10月	民泊先行自治体視察（国家戦略特区による民泊実施地など）
11月	第2回検討会開催（住宅宿泊事業の実施及び民泊活用に関する課題の整理・検討）
12月	第3回検討会開催（検討会結論）

●住宅宿泊事業法

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービス(住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの)が世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及。
- 急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況等に対応するため、民泊サービスの活用を図ることが重要。
- 民泊サービスの活用に当たっては、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくり、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応が急務。

法案の概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

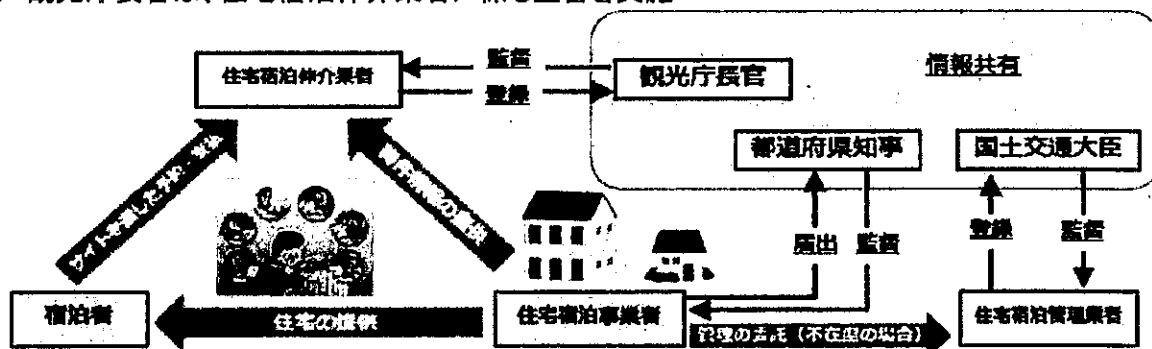
- ① 住宅宿泊事業(民泊サービス)を行おうとする者は、都道府県知事への届出が必要(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組み(日数制限条例)の創設)
 - ② 家主居住型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
 - ③ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、上記措置を住宅宿泊管理者に委託することを義務付け
 - ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施
- ※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定事務を処理できることとする

2. 住宅宿泊管理者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊管理業(家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて1②の措置(標識の掲示を除く)等を行うもの)を営もうとする者は国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理者に対し、住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 住宅宿泊仲介業(住宅宿泊事業者と宿泊者との間の宿泊契約の締結の仲介を行うもの)を営もうとする者は観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業に対し、住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者に係る監督を実施



【目標・効果】国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国民経済の発展 (KPI)
 訪日外国人旅行者数 836万人(2012年確定値) ⇒ 2404万人(2016年推計値) ⇒ 4000万人(2020年)
 地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数 855万人泊(2012年) ⇒ 2514万人泊(2015年) ⇒ 7000万人泊(2020年)
 訪日外国人旅行消費額 1.1兆円(2012年) ⇒ 3.7兆円(2016年速報) ⇒ 8兆円(2020年)
 日本人国内旅行消費額 19.4兆円(2012年) ⇒ 20.4兆円(2015年) ⇒ 21兆円(2020年)

鳥取県中部地震被災者の県営住宅等での受入期間の延長について

平成29年9月15日
住まいまちづくり課

鳥取県中部地震被災者について、現在、入居後1年間を期限に県営住宅・県職員住宅に受け入れているが、このたび受入期間を延長することにしたので、その方針を報告する。

○転居先未定24世帯に対し、現在、戸別訪問等により意向確認中であり、やむを得ない事情により新たな転居先を確保できないと判断される世帯に対しては、平成31年3月末まで県営住宅等の目的外使用許可の延長（無償）を行う。

○ただし、以下に該当する世帯は、受入期間の延長は認めないこととする。

- ・著しく収入が高い世帯
- ・他に生活が可能な持ち家等がある世帯
- ・その他入居の継続を認めることが不相当と認められる世帯

【県営住宅等の入居状況（33世帯入居中）】 ※県職員住宅への入居を含む

- ・転居先決定 9世帯
- ・ " 未定 24世帯

※入居期限：1次募集：11月4日、6日、8日（27世帯）、2次募集：11月21日（4世帯）、
3次募集：12月4日（2世帯）

（参考）市町営住宅等の対応方針

（1）倉吉市（10世帯入居中）

- ・持家再建予定の世帯（3世帯）については、持家再建が完了するまでの間、無償で期間延長を行う。
- ・残りの世帯については、市営住宅及び特定公共賃貸住宅（*1）の特定入居（*2）に切替え。
 - *1. 特定公共賃貸住宅 … 公営住宅よりも高い収入の方でも入居いただける公的賃貸住宅（収入要件は、公営住宅よりも高い）
 - *2. 特定入居 … 抽選をせずに通常入居いただくもの（ルールに基づき家賃徴収）

（2）湯梨浜町（3世帯入居中）

- ・全世帯とも、定住促進住宅及び特定公共賃貸住宅の特定入居に切替え予定。

（3）琴浦町（2世帯入居中）

- ・持家再建予定の世帯については、持家再建が完了するまでの間、期間延長を行う予定。（有償・無償は検討中）
- ・継続入居希望の世帯については、特定入居とするか、目的外使用許可を延長するか検討中。

（4）北栄町（3世帯入居中）

- ・すでに使用許可期間を2年として受入れている。

（鳥取県中部地震による公営住宅等の入居状況）

（H29.8.30現在）

	当初入居者		現入居者		退去者	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
県営住宅	40	104	29	81	11	23
県職員宿舍	5	8	4	6	1	2
国職員宿舍	2	6	0	0	2	6
市町営住宅	26	51	18	39	8	12
倉吉市	14	24	10	19	4	5
湯梨浜町	3	6	3	6	0	0
三朝町	0	0	0	0	0	0
琴浦町	2	5	2	5	0	0
北栄町	7	16	3	9	4	7
合計	73	169	51	126	22	43

(独) 住宅金融支援機構との連携による子育て世帯の住宅取得支援について

平成29年9月15日
住まいまちづくり課

子育て世帯の住宅取得を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間で連携協定を締結したので、その概要を報告する。

1 協定締結日

平成29年8月30日（水）

2 支援の概要

とっとり住まいる支援事業補助金を受ける子育て世帯が、機構の住宅ローン【フラット35】を借り入れる場合、金利を当初5年間、0.25%引き下げる。

(1) フラット35の概要

機構が民間金融機関と提携して融資する住宅ローン。

金利は借入当初のまま全期間固定。返済期間は最長35年。

<融資金利>

年1.08%（平成29年9月契約の場合）

※今回協定による支援対象者は、借入当初5年間、上記利率から0.25%引下げ

(2) 支援対象者及び主な要件

以下のいずれかに該当する世帯

- ・若年子育て世帯 住宅取得者が40歳未満であって、かつ、18歳に達して最初の3月31日までにある子を養育する世帯
- ・三世代同居世帯 18歳に達して最初の3月31日までにある子を養育しており、かつ、新たに三世代同居する世帯
- ・三世代近居世帯 18歳に達して最初の3月31日までにある子を養育しており、かつ、新たに三世代近居(※)する世帯

(※近居：同一小学校区内に居住すること)

(3) 支援による効果

利子の支払額が、5年間の合計で約38万円軽減される。(機構による試算)

※借入額3千万円、融資率9割以下、35年間元利均等返済、ボーナス返済なしの場合
(融資率：住宅取得費総額に占めるフラット35借入額の割合)

(4) 受付開始日

平成29年9月1日（金）

[参考]

(1) とっとり住まいる支援事業の平成28年度支援実績（新築）

子育て世帯等支援545世帯、うち三世代同居等支援75世帯

(2) 県内では、湯梨浜町においても連携協定が締結されている。(県と同日に締結)

<連携対象の補助事業名及び支援対象者>

- ・若者夫婦・子育て世代住宅支援事業（中学生以下の子が2人以上いる世帯）
- ・三世代同居世帯等支援事業（新たに三世代同居する世帯）
- ・移住定住者住宅支援事業（県外から町内に転入する世帯）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成29年9月15日
水・大気環境課

変更契約 主務課 水・大気環境課 (中部総合事務所 生活環境局)	工事名 鳥取県原子力環境センター新築工事 (建築) [Ⅱ期工事]	工事場所 東伯郡 湯梨浜町 南谷	契約の相手方 有限会社酒井建設 代表取締役 酒井 祐一	契約金額 (当初契約額) 190,944,000円 (変更契約額) 195,446,520円	工期 平成28年10月22日 ～ 平成29年9月29日 (変更後工期) 平成29年11月27日	契約年月日 平成28年10月21日 (変更契約日) 平成29年9月5日	摘要 (第1回変更)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成29年9月15日
住まいまづくり課

変更契約	主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまづくり課 (営繕課)	烏取市 浜坂 六丁目	県営住宅ひばりが丘団地第四期住戸 改善工事(54-6棟)(建築)(28経済対 策)	大和建設株式会社 取締役社長 由宇 正美	(当初契約額) 264,600,000円	平成29年3月24日 ～平成30年2月28日	(当初契約年月日) 平成29年3月23日		
				(変更契約額) 264,828,960円	(変更なし)	(変更契約日) 平成29年9月5日		(第1回変更)
	米子市 永江	県営住宅永江団地第八期住戸改善工 事(55-1棟)(建築)(28経済対策)	美保テクノス株式会社 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 236,520,000円	平成29年3月23日 ～平成30年2月28日	(当初契約年月日) 平成29年3月22日		
				(変更契約額) 237,107,520円	(変更なし)	(変更契約日) 平成29年9月5日		(第1回変更)

